

上田市中小企業退職金共済掛金補助金制度の御案内

1 対象となる共済制度

- (1) 中小企業退職金共済 [(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部]
- (2) 特定業種退職金共済
 - ・ 建設業退職金共済 [(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部]
 - ・ 林業退職金共済 [(独)勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部]
 - ・ 清酒製造業退職金共済 [(独)勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部]
- (3) 特定退職金共済 [商工会議所、各商工会、長野県中小企業団体中央会]

2 対象となる事業主（次のいずれにも該当する事業主）

- (1) 市内に事業所を有し、申請時に事業を営んでいる事業主
- (2) 令和2年2月1日以降、退職金共済に新規加入した従業員がいる事業主

前職等で加入履歴があっても、その加入履歴は含めず現職での36ヶ月間が補助対象です。

- (3) 市税の滞納がない事業主

3 対象となる掛金及び補助額（36ヶ月分を複数年に分けて申請していただきます。）

同一の従業員が複数の共済に加入している場合、加入年月日が最も早い共済が補助対象です。

対象掛金 令和5年1月から令和5年12月までの期間で、共済金を支払った月の掛金
(年途中で退会した場合は、退会した月までが補助対象です。)

補助単位 一般従業員 一月あたり 700円 / 短時間労働者 一月あたり 350円
(短時間労働者…一週間の労働時間が通常の労働者に比べて短かつ30時間未満の労働者)

4 提出書類（必要に応じ、その他の確認書類を御提出いただくことがあります。）

各種様式は市のホームページでも公開しています。

(中小企業退職金共済掛金補助 <https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/koyo/1746.html>)

- 補助金交付申請書 兼 請求書（様式第1号）
従業員が複数の共済に分かれて加入している場合は、共済ごとに御提出ください。
- 月別、個人別掛金内訳書（様式第2号）
- 納税状況調査同意書
- 退職金共済手帳の写し(窓口持参の場合は原本可、内容確認後返却します。)
- 林業退職金共済加入の場合、林業退職金共済手帳申込書の写し(加入年月日がわかるもの)

5 申請先

(1) 郵送の場合

〒386-0012 上田市中央四丁目9番1号 地域雇用推進課 退職金共済掛金補助金 担当宛

(2) 御持参の場合

上田市勤労者福祉センター内上田市地域雇用推進課(本庁舎と場所が異なりますので、御注意ください。)

丸子地域自治センター産業観光課、真田地域自治センター産業観光課、武石地域自治センター産業観光課

6 申請期間

令和6年1月4日(木)から令和6年1月22日(月)まで

- ・御持参の場合:上記持参窓口へ(平日午前8時30分から午後5時15分)
- ・郵送の場合:令和6年1月22日(月)消印有効

7 お問い合わせ

上田市 産業振興部 地域雇用推進課 電話:0268-26-6023 FAX:0268-26-6024

E-mail: koyo@city.ueda.nagano.jp